

3-2 社会的状況

1)人口

佐伯区、西区、安佐南区及び広島市の平成 21 年における区別面積及び世帯数、人口を表 3-2-1 に示す。広島市(8 区)に対して、佐伯区は面積で市内 2 番目(24.8%)、人口で 5 番目(11.7%)、西区は面積で市内 6 番目(3.9%)、人口で 2 番目(15.8%)、安佐南区は面積で市内 3 番目(12.9%)、人口で 1 番目(19.6%)の規模を有す区である。

表3-2-1 面積・人口・世帯数

行政区	面積(km ²)		世帯数(戸)	人口(人)			
		割合(%)		総数	割合(%)	男	女
広島市	905.25	—	523,718	1,173,980	—	569,027	604,953
佐伯区	224.20	24.8	55,872	136,850	11.7	66,754	70,096
西区	35.67	3.9	87,289	185,819	15.8	89,807	96,012
安佐南区	117.21	12.9	94,387	230,087	19.6	113,341	116,746

※ 面積は平成 21 年 10 月 1 日現在、広島市の世帯数及び人口、区別世帯数及び人口は平成 21 年 12 月 31 日現在
資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

2)産業

(1)産業別従事者数

佐伯区、西区、安佐南区及び広島市の産業別事業所数及び従事者数を表 3-2-2 に示す。これによると、佐伯区、西区、安佐南区ともに、事業所数、従業員数は卸売・小売業が全体の 25～35% 前後を占め、最も多くなっている。また、広島市についてもほぼ同様の値となっている。

表3-2-2 産業別事業所数・従事者数

産業大分類	佐伯区		西区		安佐南区		広島市	
	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数
全 産 業	4,499	35,366	8,795	93,985	6,716	62,918	55,195	575,795
農 林 漁 業	12	124	19	157	8	107	78	714
鉱 業	—	—	1	14	—	—	6	75
建 設 業	517	2,977	753	7,227	819	5,570	4,641	42,507
製 造 業	208	3,001	528	10,711	389	5,979	2,762	59,005
電気・ガス・熱供給・水道業	4	31	8	114	5	230	66	4,639
情 報 通 信 業	28	308	123	2,454	52	523	827	17,567
運 輸 業	76	1,312	211	6,798	231	3,267	1,266	28,850
卸 売 ・ 小 売 業	1,181 (26.3)	9,130 (25.8)	3,168 (36.0)	31,863 (33.9)	1,817 (27.1)	17,809 (28.3)	15,852 (28.7)	141,127 (24.5)
金 融 ・ 保 険 業	67	591	106	1,019	79	799	915	17,492
不 動 産 業	397	833	331	1,409	552	1,306	3,344	12,494
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	524	3,035	927	5,010	694	4,677	8,385	47,758
医 療 ・ 福 祉	329	5,626	563	7,616	484	6,727	3,484	55,610
教 育 ・ 学 習 支 援 業	275	2,643	291	3,923	308	5,623	2,080	29,041
複 合 サ ー ビ ス 業	24	441	67	896	36	1,057	355	5,516
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	840	4,695	1,685	13,853	1,228	8,426	10,939	95,002
公務(他に分類されないもの)	17	619	14	921	14	818	195	18,398

※1 平成 18 年 10 月 1 日現在。

※2 () 内は全産業のうち、卸売・小売業が占める割合を表す。

資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

(2)農業

広島市、佐伯区、西区及び安佐南区の平成17年における販売農家の農家数等を表3-2-3に示す。これによると、農家数では、佐伯区、西区、安佐南区ともに、第2種兼業農家の戸数の割合が55～70%前後を占め、最も多くなっている。また、経営耕地面積については、佐伯区、安佐南区が田の割合が70%超とともに高く、西区では田の割合と畑の割合が40%弱とほぼ同割合を占めている。なお、広島市についても田の割合が約80%で最も高く、佐伯区及び安佐南区とほぼ同様の値となっている。

表3-2-3 農家数・農業人口・経営耕地面積

区分	専業・兼業別農家数(戸)				農業就業人口 (人)	経営耕地面積(アール)			
	総数	専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		総数	田	畑	樹園他
広島市	2,451	748 (30.5)	163 (6.7)	1,540 (62.8)	4,253	117,105	92,483 (79.0)	20,063 (17.1)	4,559 (3.9)
佐伯区	448	105 (23.4)	35 (7.8)	308 (68.8)	736	23,635	18,738 (79.3)	3,941 (16.7)	956 (4.0)
西区	90	33 (36.7)	7 (7.8)	50 (55.6)	183	3,511	1,272 (36.2)	1,328 (37.8)	911 (26.0)
安佐南区	694	237 (34.1)	61 (8.8)	396 (57.1)	1,332	27,252	19,432 (71.3)	6,978 (25.6)	842 (3.1)

※1 第1種兼業農家とは、自家農業を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは自家農業を従とする兼業農家をいう。

※2 () 内は農家数及び経営耕地面積について、各項目の占める割合を表す。

資料：「第32回広島市統計書 平成22年度版(2010年)」広島市

(3)工業

広島市、佐伯区、西区及び安佐南区の平成20年における事業所数等を表3-2-4に示す。これによると、製造品出荷額は、事業所数当たりでは西区が106,844万円、従業員一人当たりでは安佐南区が4,203万円と最も高くなっている。なお、広島市については、事業所当たりの出荷額は172,270万円と、他3区に比べて1.6～4倍近く、一人当たりの出荷額は4,670万円と他3区に比べて1.1～3倍近くになっている。

表3-2-4 事業所数・従業者数・製造品出荷額

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等 (万円)
	総数(所)	一所当たりの出荷額 (万円)	総数(人)	一人当たりの出荷額 (万円)	
広島市	1,471	172,270	54,265	4,670	253,409,532
佐伯区	115	43,502	3,136	1,595	5,002,785
西区	261	106,844	9,048	3,082	27,886,361
安佐南区	183	105,251	4,583	4,203	19,260,892

※ 従業員規模4人以上の事業所について集計したものである。

※ 平成20年12月31日現在。

資料：「第32回広島市統計書 平成22年度版(2010年)」広島市

(4)商業

広島市、佐伯区、西区及び安佐南区の平成 19 年における商店数等を表 3-2-5 に示す。これによると、西区が卸売業の商店数 28.9%、年間商品販売額 22.5%、小売業の商店数 15.3%を占め、最も高くなっている。小売業の年間商品販売額は安佐南区が約 17%、西区が約 15%の値となっている。

表3-2-5 事業所数・従業者数・年間商品販売額

区 分		事業所数(店)		従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	
			割合(%)			割合(%)
卸 売 業	広島市	4,746	—	50,815	634,351,170	—
	佐伯区	187	3.9	1,535	11,661,709	1.8
	西区	1,371	28.9	17,259	142,684,902	22.5
	安佐南区	385	8.1	3,739	22,826,726	3.6
小 売 業	広島市	9,126	—	70,170	135,316,853	—
	佐伯区	877	9.6	6,652	10,571,899	7.8
	西区	1,394	15.3	10,214	20,445,513	15.1
	安佐南区	1,210	13.3	12,080	23,087,108	17.1

※ 平成 19 年 6 月 1 日現在。

資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

3)土地利用

(1)地目別土地利用

広島市、佐伯区、西区及び安佐南区の地目別土地利用面積を表 3-2-6 に示す。これによると、佐伯区及び安佐南区は山林の面積がそれぞれ 78.5%、53.8%、西区は宅地の面積が 71.7%と、最も多くなっている。広島市については、山林の面積が 64.7%を占め、最も多くなっている。

表3-2-6 地目別土地利用面積

単位：千㎡

地 目	広島市		佐伯区		西区		安佐南区	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)
総 数	425,162	—	108,764	—	15,798	—	58,294	—
宅 地	82,760	19.5	10,977	10.1	11,323	71.7	15,797	27.1
田	30,055	7.1	5,404	5.0	146	0.9	4,122	7.1
畑	14,154	3.3	2,455	2.3	626	4.0	2,213	3.8
山 林	275,133	64.7	85,370	78.5	2,395	15.2	31,372	53.8
原 野	4,413	1.0	1,293	1.2	19	0.1	291	0.5
池 沼	583	0.1	13	0.0	—	—	11	0.0
塩田、牧場、鉱泉地	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—
雑 種 地	15,841	3.7	3,160	2.9	1,028	6.5	4,367	7.5
軌 道 用 地	2,223	0.5	92	0.1	261	1.7	121	0.2

※ 平成 22 年 1 月 1 日現在。

資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

(2)土地利用計画

都市計画

広島市、佐伯区、西区及び安佐南区の都市計画区域及び用途地域の指定状況を表 3-2-7 に示す。これによると、佐伯区の用途地域については、第一種低層住居専用地域が 31.6%を占め、西区及び安佐南区の用途地域については、第一種住居地域がそれぞれ 22.6%、32.3%と最も多くなっている。広島市については、第一種住居地域が 29.1%と最も多くなっている。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況を図 3-2-1 に示す。事業計画地は市街化調整区域となっている。

表3-2-7 都市計画区域及び用途地域

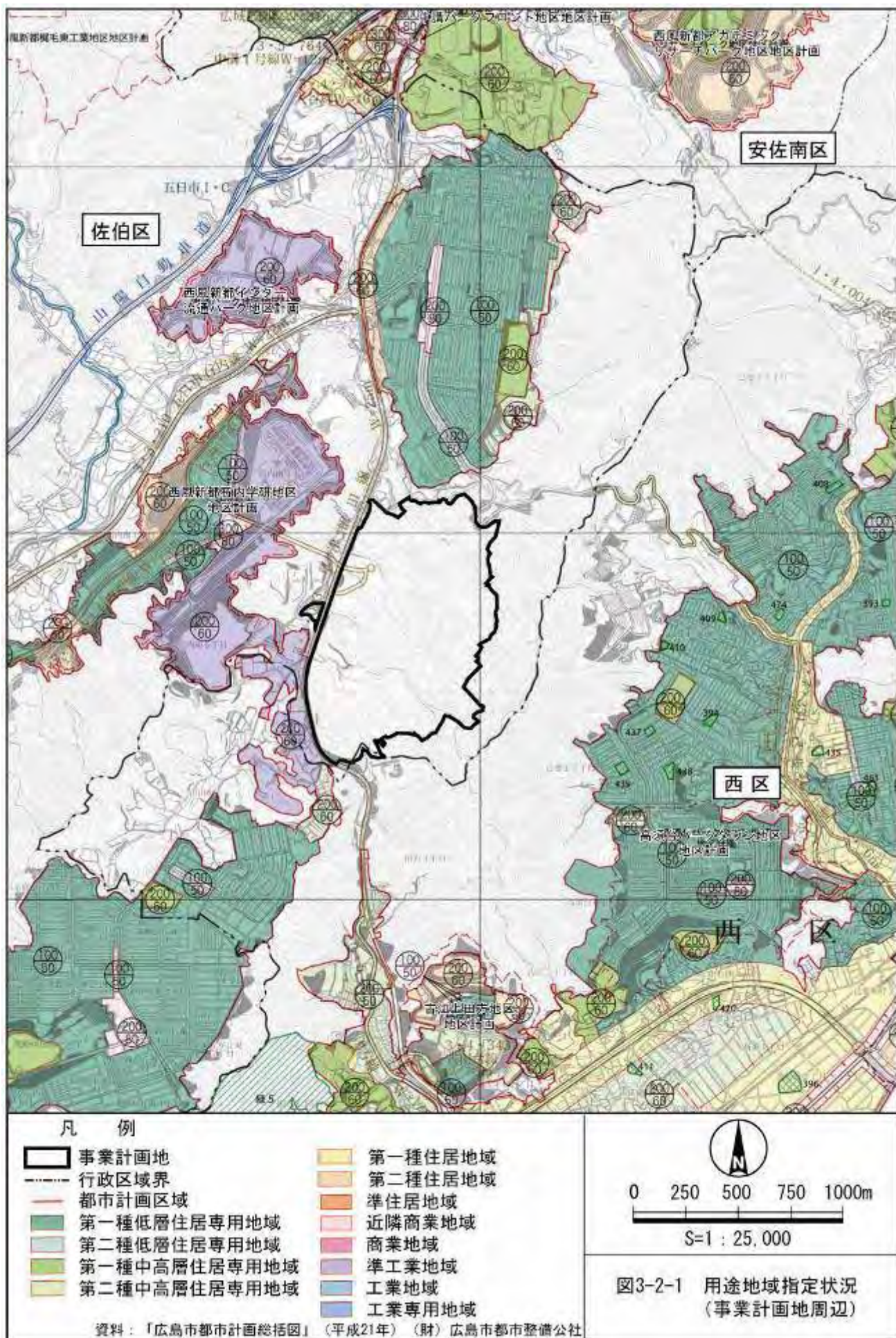
単位：ha

項 目		広島市	佐伯区	西区	安佐南区
都市計画区域	総 面 積	42,998	9,192	3,567	7,471
	市 街 化 区 域	15,952	1,856	2,358	3,515
	市 街 化 調 整 区 域	23,977	4,271	1,209	3,952
用途地域	総 面 積	15,952	1,856	2,358	3,515
	第一種低層住居専用地域	3,516 (22.0)	586 (31.6)	491 (20.8)	1,026 (29.2)
	第二種低層住居専用地域	27 (0.2)	7 (0.4)	5 (0.2)	9 (0.3)
	第一種中高層住居専用地域	795 (5.0)	112 (6.0)	121 (5.1)	211 (6.0)
	第二種中高層住居専用地域	1,376 (8.6)	331 (17.8)	114 (4.8)	257 (7.3)
	第一種住居地域	4,647 (29.1)	415 (22.4)	533 (22.6)	1,136 (32.3)
	第二種住居地域	1,071 (6.7)	44 (2.4)	257 (10.9)	280 (8.0)
	準 住 居 地 域	68 (0.4)	11 (0.6)	—	14 (0.4)
	近 隣 商 業 地 域	1,223 (7.7)	114 (6.2)	200 (8.5)	297 (8.4)
	商 業 地 域	700 (4.4)	29 (1.6)	87 (3.7)	21 (0.6)
	準 工 業 地 域	1,480 (9.3)	164 (8.8)	456 (19.3)	108 (3.1)
	工 業 地 域	749 (4.7)	41 (2.2)	46 (2.0)	156 (4.4)
	工 業 専 用 地 域	300 (1.9)	—	49 (2.1)	—

※ 平成 21 年度末現在。

※ () 内は用途地域において、各項目の占める割合を表す。

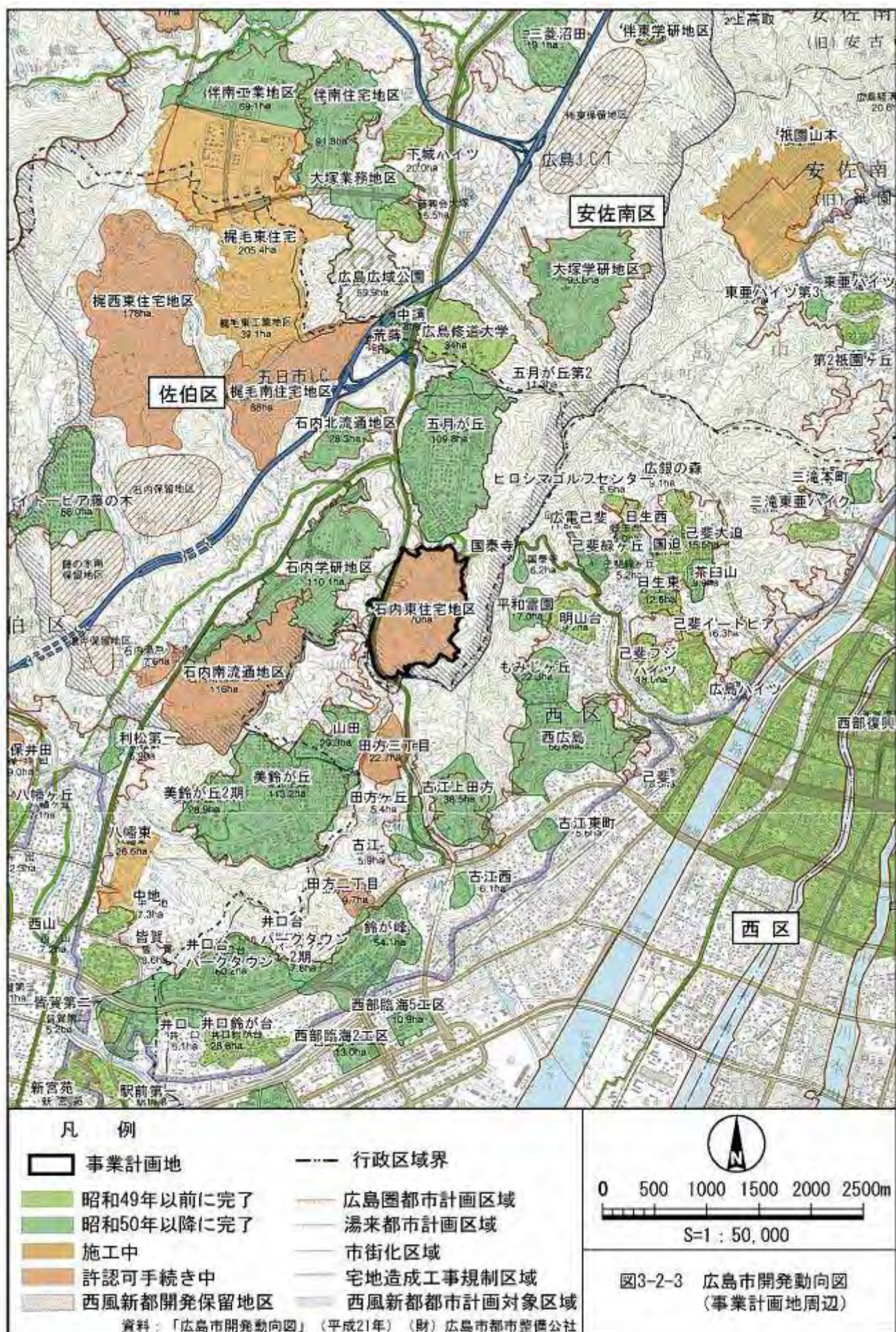
資料：「第32回広島市統計書 平成22年度版(2010年)」広島市



西風新都の都市づくり

広島市では現在、安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区(約 4,570ha)において、広島市全体の均衡ある発展に寄与する区域として「住み、働き、学び、憩う」という複合機能を備えた新たな都市拠点、西風新都の建設を進めている。西風新都の開発事業の概要を図 3-2-2 に、広島市開発動向図を図 3-2-3 に示す。

当該事業計画地は、平成 20 年 2 月に策定された「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」において示されている石内東住宅地区である。この地区における土地利用方針では、「住宅系の土地利用の他、五日市インターチェンジに近接した立地特性を生かし、商業・業務系や工業・流通系の複合的な土地利用を図る。」とされている。



4)水域利用

事業計画地周辺の流域は二級河川八幡川水系に属しており、事業計画地西側に石内川が流れ、梶毛川と合流したのちに八幡川本流へと注いでいる。なお、これらの河川には内水面漁業権は設定されていない。

5)交通

(1)道路

道路の概況を表 3-2-8 に、「平成 17 年度道路交通センサス」の結果を表 3-2-9 に示す。また、事業計画地周辺の道路概要図を図 3-2-4 に示す。これによると、国道は全延長にわたって舗装されており、県道、市道においてもほぼ 100%の割合で舗装整備されている。また、事業計画地周辺では、事業計画地南側を東西に走る一般国道 2 号(西広島バイパス)の交通量が最も多くなっている(自動車類合計：61,169 台)。

表3-2-8 道路の概況

区分	路線数	延長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	
総数	15,029	4,306,298	30,279,294	4,055,365	29,644,968	250,933	634,326	94.1
国道	10	161,750	2,497,977	161,750	2,497,977	—	—	100.0
県道	52	414,377	4,356,586	410,553	4,343,299	3,824	13,287	99.0
市道	14,967	3,730,171	23,424,731	3,483,062	22,803,692	247,109	621,039	93.3
(佐伯区)	1,942	575,984	3,321,560	529,364	3,204,862	46,620	116,698	91.9
(西区)	1,993	478,432	3,974,349	469,970	3,947,422	8,462	26,927	98.2
(安佐南区)	3,201	740,267	4,204,958	690,667	4,096,167	49,600	108,791	93.2

※ 平成 22 年 4 月 1 日現在。

※ () 内は市道の内数。

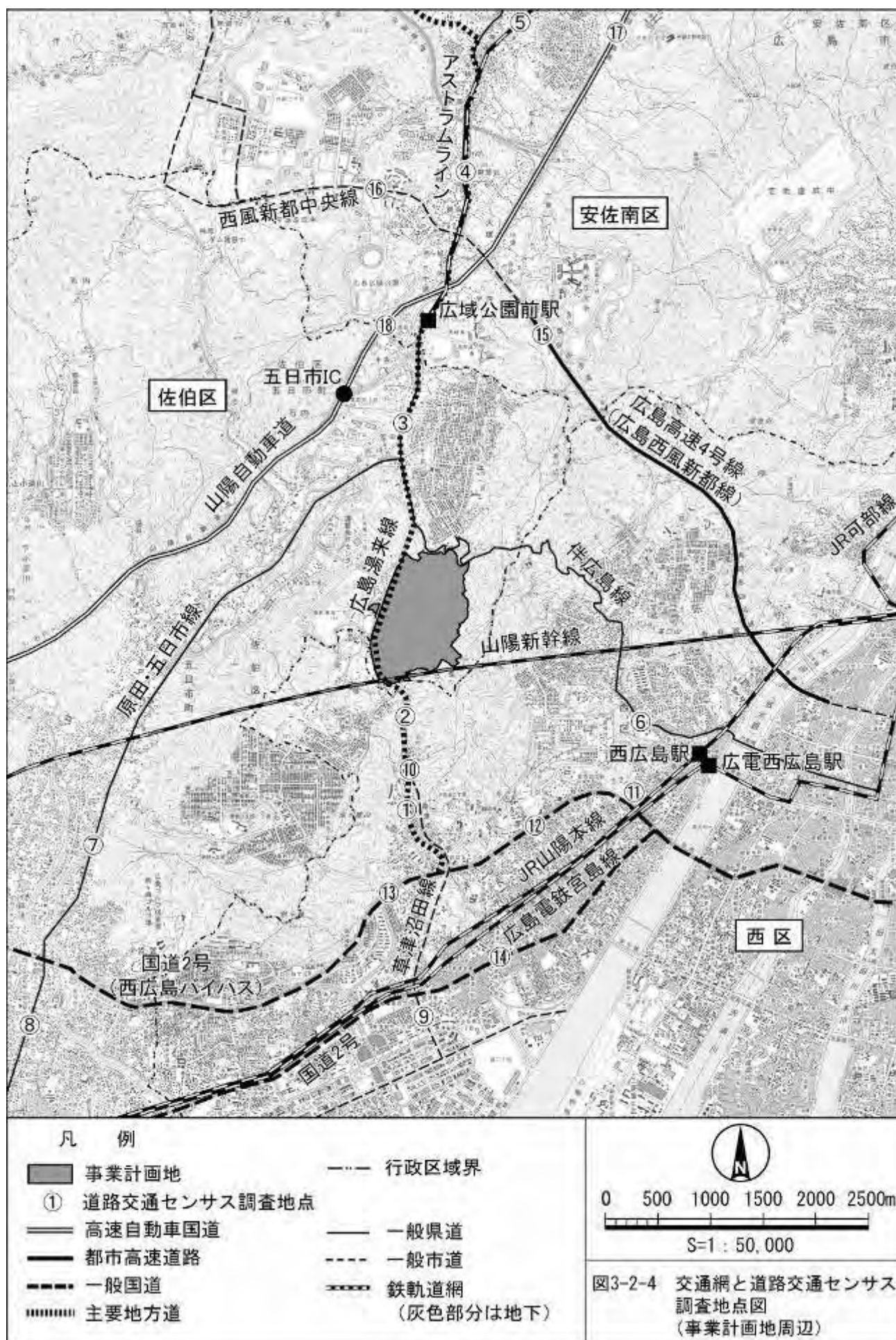
資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

表3-2-9 交通量調査(平成17年度)

単位：台/12時間(平日)

番号	路線名	観測箇所	自転車類	動力付二輪車	自動車類				自動車類合計
					乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車	
1	広島湯来線	西区田方2丁目	27	959	11,668	114	4,129	3,775	19,686
2	〃	西区田方3丁目	23	1,081	15,437	145	5,360	4,899	25,841
3	〃	佐伯区五日市町石内	117	1,789	27,334	313	8,949	7,032	43,628
4	〃	安佐南区沼田町大塚	184	1,243	15,593	144	4,483	2,960	23,180
5	伴広島線	安佐南区沼田町伴	397	1,130	15,255	89	4,104	2,173	21,621
6	〃	西区己斐中1丁目	131	2,517	6,749	369	1,762	210	9,090
7	原田五日市線	佐伯区八幡東3丁目	407	1,352	19,176	194	4,714	2,599	26,683
8	〃	佐伯区五日市中央5丁目	1,754	1,220	10,660	95	2,314	412	13,481
9	草津沼田線	西区草津町2丁目	527	716	8,447	64	2,142	1,722	12,375
10	〃	西区田方3丁目	3	114	3,650	17	1,402	1,189	6,258
11	一般国道2号 (西広島バイパス)	西区庚午北4丁目	0	1,011	24,386	146	4,391	4,491	33,414
12	〃	西区古江東町	0	1,444	42,862	650	10,828	6,829	61,169
13	〃	西区田方1丁目	0	1,098	28,438	335	16,922	5,310	51,005
14	一般国道2号	西区草津本町	2,315	2,484	15,000	206	4,070	881	20,157
15	市道広島西風新都線	安佐南区沼田町大字大塚	0	105	9,279	446	2,014	490	12,229
16	西風新都中央線	安佐南区大塚西3丁目	38	438	9,737	357	3,158	1,974	15,226
17	山陽自動車道	広島IC～広島JCT間	0	89	14,153	275	3,042	7,903	25,373
18	〃	広島JCT～五日市IC間	0	84	12,510	153	2,773	6,574	22,010

資料：「平成17年度 道路交通センサス(交通量)」広島市



(2)鉄軌道

広島市内の鉄軌道網は、JR 線、広島電鉄及びアストラムラインで構成されている。事業計画地の最寄駅である山陽本線西広島駅及び主要な駅である広島駅の 1 日平均乗車人員を表 3-2-10 に示す。これによると、西広島駅の乗車人員数は、広島駅の約 1/7 となっている。

同じく最寄駅である広島電鉄宮島線広電西広島駅の年間乗車人員の推移を表 3-2-11 に、アストラムライン広域公園前駅の年間乗降者人員の推移を表 3-2-12 に示す。また、事業計画地周辺の鉄軌道網を図 3-2-4 に示す。

表3-2-10 山陽本線乗車人員(1日平均)

単位：人

年度	広島駅	西広島駅
平成 19 年度	70,574	9,311
平成 20 年度	70,656	9,367
平成 21 年度	69,840	9,193

資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

表3-2-11 広島電鉄宮島線乗車人員(年間)

単位：千人

駅名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	乗車総数	乗車総数	乗車総数
広電西広島	4,932	4,923	4,601

※ 乗車人員は、実態調査による推計数である。

資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

表3-2-12 アストラムライン乗降者人員(年間)

単位：千人

駅名	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	乗車総数	降車総数	乗車総数	降車総数	乗車総数	降車総数
広域公園前	421	435	407	419	421	437

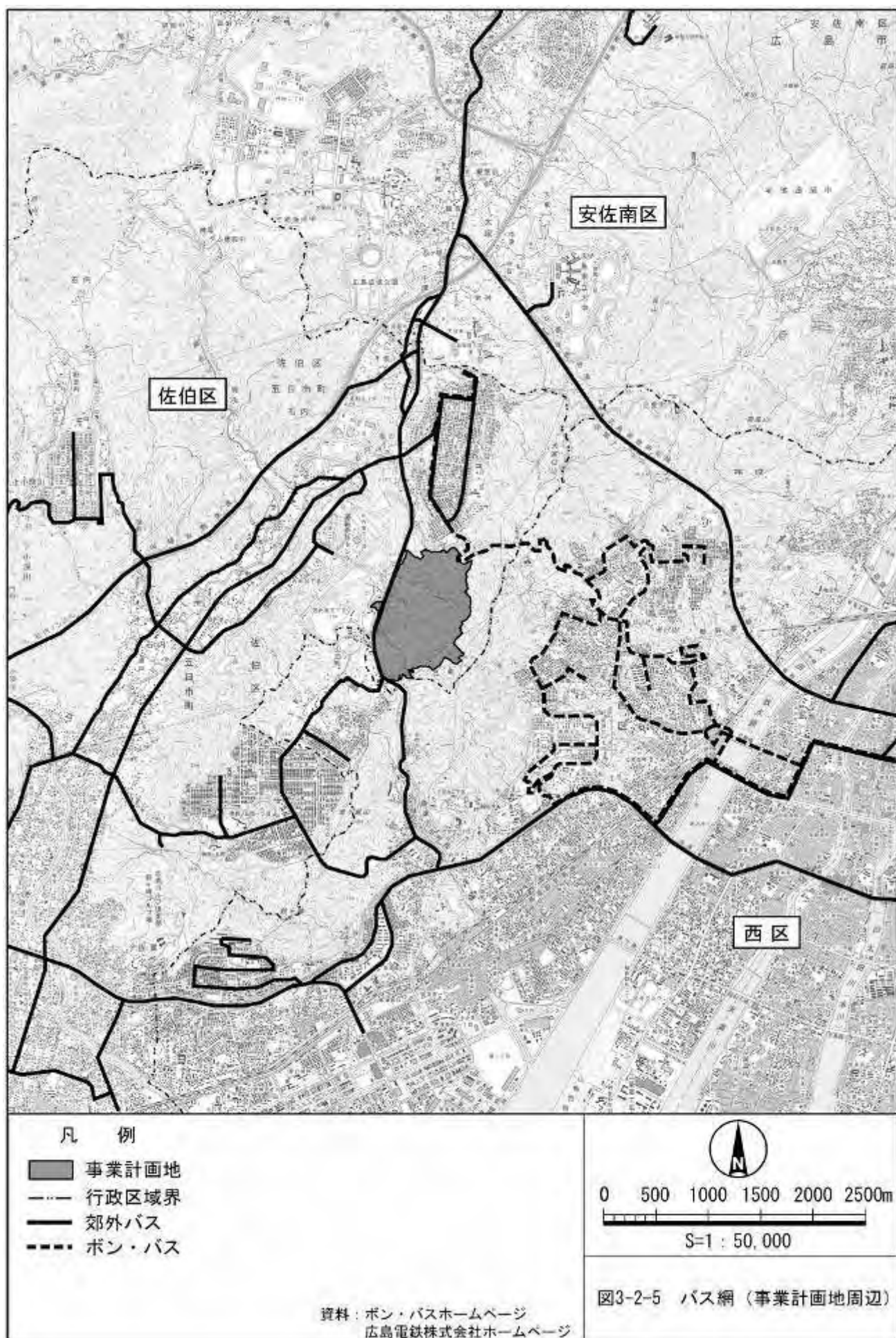
資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

(3)バス

事業計画地周辺のバス網は、西広島駅を中心に運行しているボン・バスと、広島市内を広く運行する郊外バスで構成されている。郊外バスの路線は北方面、西方面、東方面と分かれており、事業計画地周辺は西方面の郊外バスである。事業計画地周辺のバス網を図 3-2-5 に示す。

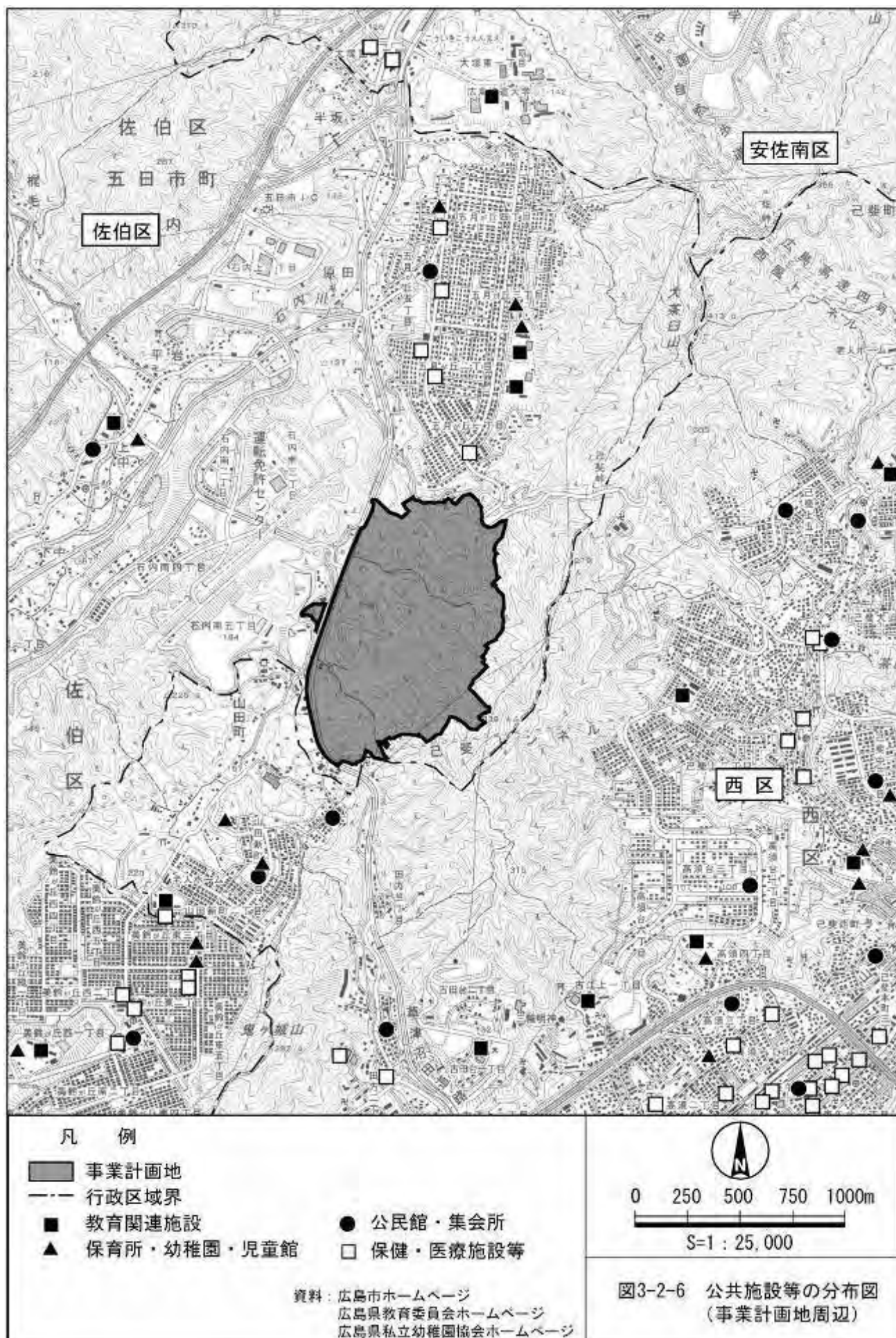
一日の運行本数(平日ダイヤ、片道を 1 カウントとする)は、ボン・バスが 602 本、郊外バス(西方面)が 1,230 本である。なお、事業計画地西側を走る路線は郊外バスの「石内線」及び「五月が丘団地・免許センター線」の 2 路線である。一日の運行本数はそれぞれ 14 本、75 本で、郊外バスの全運行本数の約 7%の割合を占める。

資料：ボン・バスホームページ
広島電鉄ホームページ



6)環境の保全等に特に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況を図 3-2-6 に示す。これによると、事業計画地の北側には五月が丘団地、南側には美鈴が丘団地があり、保健・医療施設、教育関連施設等が集中している。事業計画地の最寄施設としては、北側に歯科医院、南側に集会所が、それぞれ事業計画地から約 250m の位置にある。一方、事業計画地東西は山地であるため、施設の設置はない。



7)生活環境施設

(1)上水道

広島市、佐伯区、西区及び安佐南区の給水普及状況を表 3-2-13 に示す。これによると、事業計画地周辺における上水道普及率は高く、特に西区では 99.9%と、ほぼ 100%である。

表3-2-13 給水普及状況(平成21年度)

区分	行政区域内		給水区域内(A)		現在給水(B)		普及率(B)/(A)	
	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
広島市	523,872	1,171,559	520,606	1,164,127	508,847	1,136,144	97.7	97.6
佐伯区	55,906	136,549	52,784	129,433	51,759	127,057	98.1	98.2
西区	87,323	185,296	87,323	185,296	87,222	185,063	99.9	99.9
安佐南区	94,566	230,163	94,566	230,163	93,041	226,505	98.4	98.4

資料：「平成 22 年度版 水道事業年報」広島市水道局

(2)下水道

広島市の公共下水道の普及率を表 3-2-14 に示す。これによると、公共下水道の普及率は、行政区域人口に対して、93.1%である。

表3-2-14 公共下水道の普及率

年次	人口(人)		普及率 B/A(%)
	行政区域人口 A	処理区域人口 B	
平成 18 年	1,157,320	1,069,127	92.4
平成 19 年	1,160,707	1,073,480	92.5
平成 20 年	1,165,949	10,82,220	92.8
平成 21 年	1,170,276	10,87,470	92.9
平成 22 年	1,173,977	1,093,250	93.1

※行政区域人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口である。

資料：「第 32 回広島市統計書 平成 22 年度版(2010 年)」広島市

(3)廃棄物

ごみ

広島市のごみの処分状況を表3-2-15に示す。ごみ処分量は近年減少傾向にあり、平成21年度の総処分量は396,362tである。焼却処分量は総処分量の約74.5%を占める295,313tであり、総処分量と同様に減少傾向にある。

表3-2-15 ごみの処分状況

単位：t

年度	総量	焼却	埋立	再生	無害化	1日平均処分量
平成17年度	449,227	325,238	67,058	56,521	410	1,231
平成18年度	436,204	316,508	51,721	67,578	397	1,195
平成19年度	426,213	313,386	48,707	63,721	399	1,165
平成20年度	406,281	301,516	44,771	59,575	419	1,113
平成21年度	396,362	295,313	42,620	58,018	411	1,086

※1 埋立量には焼却灰を含む。

※2 平成17～18年度は旧湯来町分を除き、平成19年度より旧湯来町分のごみの収集・処理を開始。

資料：「第32回広島市統計書 平成22年度版(2009年)」広島市

し尿

広島市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況を表3-2-16に示す。これによると、広島市のし尿処分量は、公共下水道の整備に伴い年々減少しており、平成21年度は75,281klとなっている。

表3-2-16 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

単位：kl

年度	収集量			処理量		
	総量	環境事業公社	業者	総量	陸上処理	農村還元
平成17年度	86,809 (40,456)	5,456 (5,456)	81,353 (35,000)	86,809 (40,456)	86,809 (40,456)	—
平成18年度	80,761 (37,673)	4,853 (4,853)	75,908 (32,820)	80,761 (37,673)	80,761 (37,673)	—
平成19年度	80,499 (36,188)	4,288 (4,288)	76,211 (31,900)	80,499 (36,188)	80,499 (36,188)	—
平成20年度	77,995 (33,572)	3,742 (3,742)	74,253 (29,830)	77,995 (33,572)	77,995 (33,572)	—
平成21年度	75,281 (31,406)	3,345 (3,345)	71,936 (28,061)	75,281 (31,406)	75,281 (31,406)	—

※1 () 内の数字は、し尿の収集及び処理量(内数)である。

※2 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

※3 安芸地区衛生管理組合(一部事務組合)の管轄区域(東区福田、馬木、温品地域及び安芸区)から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

※4 山県郡西部衛生組合(一部事務組合)の管轄区域(佐伯区杉並台、湯来町)から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く(平成18年度まで)。

※5 業者には、委託業者収集量(西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿)許可業者収集量(浄化槽汚泥)を含む。

資料：「第32回広島市統計書 平成22年度版(2010年)」広島市

(4)温室効果ガス

広島市の温室効果ガスの排出量を表 3-2-17 に示す。これによると、平成 20 年度の温室効果ガスの排出量は 689.9 万トン-CO₂であり、基準年度(平成 2 年度)の排出量に比べ 26.2 万トン-CO₂(3.7%)減少している。

表3-2-17 温室効果ガスの排出量

単位：万トン-CO₂

区分	基準年度 平成 2 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
産業部門	196.8	194.6	188.0	197.2	197.0	159.6
民生部門(家庭部門)	155.1	220.2	223.8	221.2	227.9	176.8
民生部門(業務部門)	151.8	217.5	217.8	212.7	212.0	158.0
運輸部門	204.5	188.8	187.9	180.8	179.1	171.0
廃棄物部門	7.0	11.9	12.6	12.5	11.6	11.4
代替フロン等 3 ガス	0.9 _{※1}	6.1	7.6	9.2	11.4	13.1
計	716.1	839.1	837.8	833.6	839.0	689.9
対基準年度削減率	—	+17.2%	+17.0%	+16.4%	+17.2%	-3.7%

※1 代替フロン等 3 ガス部門のみ、基準年度は 1995 年度(平成 7 年度)としている。

※2 代替フロン等 3 ガス：六フッ化硫黄、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

※3 表中の個々の温室効果ガス排出量と、合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致していない場合がある。

※4 産業部門：製造業、農林水産業、建設業、鉱業等
民生部門：家庭、サービス業、教育機関、医療機関等
運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機等

※5 電気の使用に係る二酸化炭素排出係数は、電気事業者ごとの係数を用いた。

資料：広島市ホームページ

8)環境保全のための法令等

(1)法令等に基づく地域等の指定及び規制

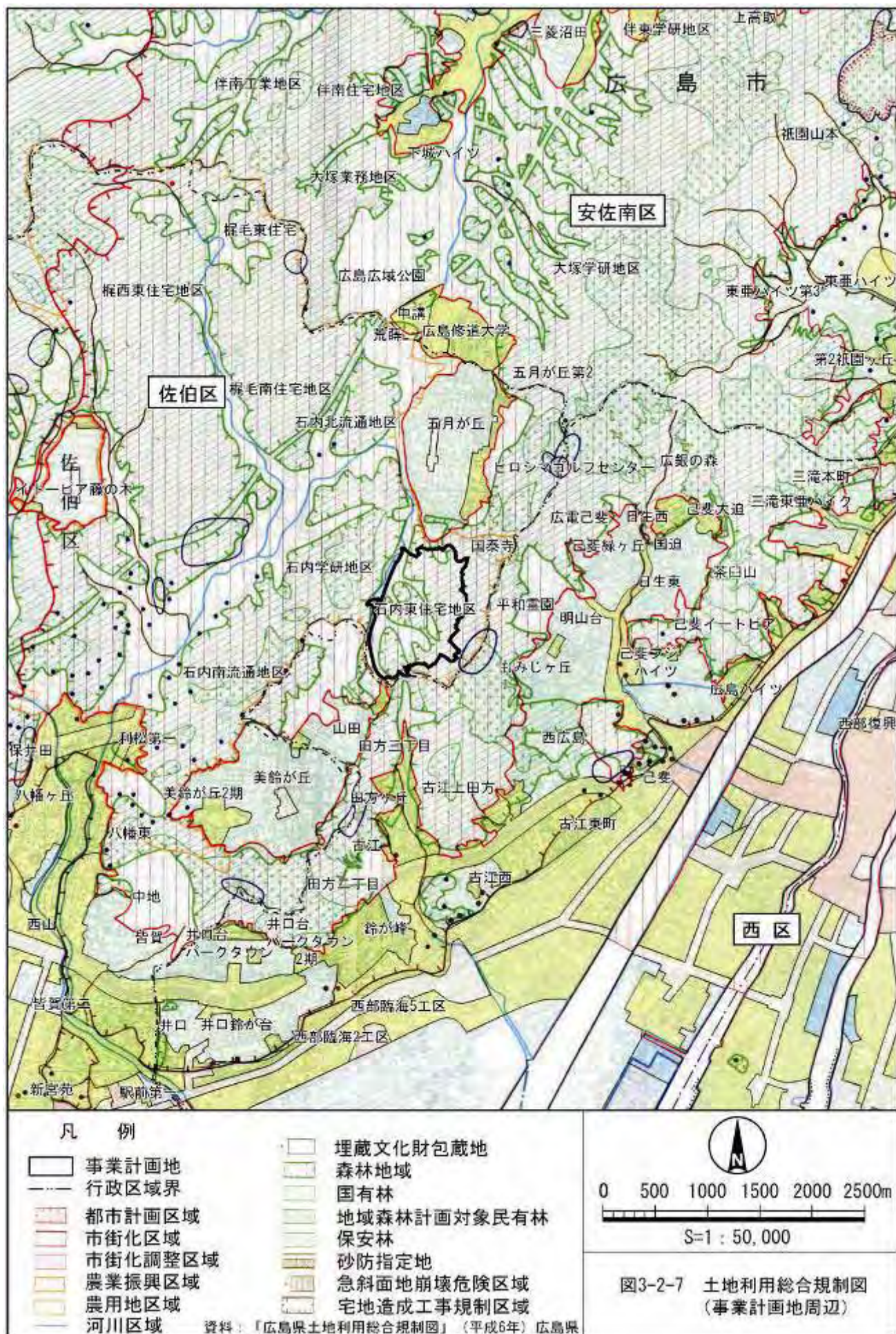
自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

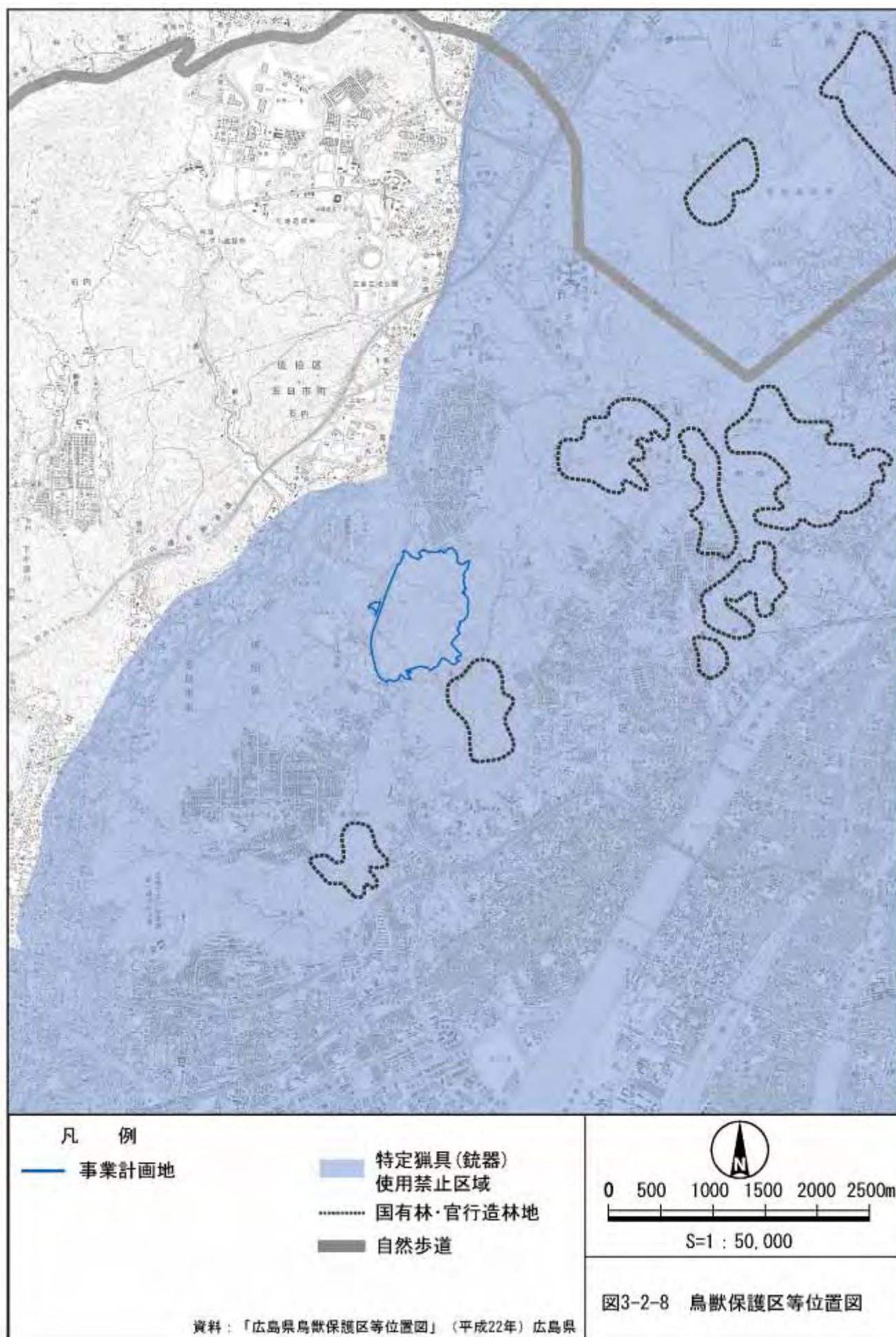
事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況を表3-2-18に示す。
また、事業計画地周辺における土地利用総合規制図を図3-2-7に、鳥獣保護区等位置図を図3-2-8に示す。

表3-2-18 自然環境等に関する法令等に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無
			事業計画地
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×
		自然環境保全地域	×
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	○
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×
		緑地環境保全地域	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○
		農業地域	○
		森林地域	○
		自然公園地域	×
		自然保全地域	×
	都市計画法	都市計画区域	○
		用途地域	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○
		農用地区域	×
防災	森林法	国有林	×
		保安林	○
		地域森林計画対象民有林	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×
	砂防法	砂防指定地	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×
	河川法	河川区域、河川保全区域	×
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物(県)	×
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物(市)	×

資料：「広島市地図情報システム」広島市
「広島県土地利用総合規制図」平成6年 広島県
「広島県鳥獣保護区等位置図」平成22年 広島県
「生物多様性情報システム」環境省





公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

ア. 大気環境

(ア) 大気汚染

a. 環境基準

大気汚染に係る環境基準を表 3-2-19 に示す。

表3-2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下	小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(昭48環告35、昭53環告38、平9環告4、平11環告68、平13環告30、平21環告33)

- ※1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ※2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- ※3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- ※4 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- ※5 ダイオキシンの基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ※6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(イ) 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準を表 3-2-20 に示す。事業計画地周辺は用途地域の定めのない地域であり、B 類型に指定されている。

また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 3-2-21 に示す。

表3-2-20 騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

地域の類型	基準値	
	昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(平 10 環告 64、平成 11 年広島県告示第 149 号)

※1 広島県における地域の類型指定は以下のとおりである。

AA 類型：該当地域なし

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

※2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路に面する地域」

地域の類型	基準値	
	昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 車線：1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分。

「幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値」

基準値	
昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

※1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

※3 この環境基準は、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表3-2-21 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(昭 50 環告 46、昭和 52 年広島県告示第 406 号)

※1 広島県における地域の類型指定は以下のとおりである。

I 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

II 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 地域の範囲は、新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入り口からトンネルの中央部方向に 150m 以内の部分を除く。))を除く。))から左右両側それぞれ 300m(橋りょう構造に係る部分については 400m)以内の地域(広島車両基地に係る側線部分(分岐点 51 イロから軌道の末端までの部分に限る。))については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に 300m を加えた部分を含む。))から外部方向にそれぞれ 300m 以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に 300m 以内の地域。))。

b. 規制基準等

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準を表 3-2-22 に、自動車騒音の要請限度を表 3-2-23 に、特定建設作業の規制に関する基準を表 3-2-24 に示す。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等において発生する騒音については用途地域の定めのない地域の第二種区域に、自動車騒音については b 区域に指定されている。

表3-2-22 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	昼間(8～18 時)	朝(6～8 時) 夕(18～22 時)	夜間(22～6 時)
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

(昭和 61 年広島市告示第 96 号)

※1 騒音の測定は、特定工場の敷地の境界線上で行う。

※2 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域

表 3-2-23 自動車騒音の要請限度

区分	広島市における区域の指定	車線等	昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線以上	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近隣区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種住居地域	2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近隣区域		
c 区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域 工業専用地域	車線を有する 道路近隣区域	75 デシベル	70 デシベル

(平成 12 年総理府令第 15 号、昭和 61 年広島市告示第 96 号)

- ※1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- ※2 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- ※3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。
- ※4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

表3-2-24 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
85 デシベル	午後 7(10)時から翌日午前 7(6)時まで行わないこと	10(14)時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行わないこと
適用除外	①②③④	①②	①②	①②③④⑤

(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、昭和 61 年広島市告示第 96 号)

- ※1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、() 内に示すとおりである。
- ※2 適用除外は以下の通りである。
- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
 - ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
 - ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
 - ④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
 - ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

(ウ) 振動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準を表 3-2-25 に示す。事業計画地は用途地域の定めのない地域の第一種区域に指定されている。

また、表 3-2-26 に示すとおり、道路交通振動の要請限度が定められている。

なお、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3-2-27 に示す。

表3-2-25 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	昼間(7～19 時)	夜間(19～7 時)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

(昭和 61 年広島市告示第 97 号)

※ 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

表3-2-26 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間(7～19 時)	夜間(19～7 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号)

※1 区域の区分は、表 3-2-25 と同様である。

※2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

※3 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日において、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

※4 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

表3-2-27 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7(10)時から翌日午前 7(6)時まで行わないこと	10(14)時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	①②③④	①②	①②	①②③④⑤

(昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号)

※1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、() 内に示すとおりである。

※2 適用除外は以下の通りである。

①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合

②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合

⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

(エ) 悪臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく広島市における悪臭物質の規制基準は、表 3-2-28 に示す許容限度であり、広島市全域が規制地域に指定されている。事業計画地は用途地域の定めのない地域の第 2 種区域に指定されている。

表3-2-28 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

区域の区分	用途地域の区分等	許容限度
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域の定めのない地域であつて第 3 種区域に該当する区域を除く区域	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域及び工業専用地域並びに都市計画区域の定めのない地域	臭気指数 15

(平成 23 年広島市告示第 240 号)

イ．水環境

(ア) 水質汚濁

a. 環境基準

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3-2-29 及び表 3-2-30 に示す。なお、「生活環境の保全に関する環境基準」については、事業計画地周辺の河川では、八幡川河口から郡橋まで(参考図 3-1-5)が B 類型に指定されているが、石内川は環境基準の類型指定がなされていない。

表3-2-29 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

(平成 21 年環境省告示第 78 号)

※1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表3-2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以下	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以下	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以下	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以下	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以下	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以下	—

(平成21年環境省告示第78号)

※1 基準値は日間平均値とする。

※2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以下とする。

※3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全g

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級・3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表3-2-30(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(年平均)
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

(平成21年環境省告示第78号)

b. 規制基準等

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排出基準を、表3-2-31に示す。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準を表3-2-32に示す。

なお、下水道への排除基準を表3-2-33に示す。

表3-2-31(1) 排水基準(水質汚濁防止法：排水基準を定める省令)

【有害物質】

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シアン化合物	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L(海域以外の公共用水域に排出) 230mg/L(海域に排出)
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L(海域以外の公共用水域に排出) 15mg/L(海域に排出)
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		

(最終改正：平成22年環境省令第10号)

※ 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-31(2) 排水基準(水質汚濁防止法：排水基準を定める省令)

【その他の項目】

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～8.6(海域以外の公共 用水域に排出) 5.0～9.0(海域に排出)	亜鉛含有量	2mg/L
生物化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L	溶解性鉄含有量	10mg/L
化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L	溶解性マンガン含有量	10mg/L
浮遊物質	200(日間平均 150)mg/L	クロム含有量	2mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含 有量(鉱油類含有量)	5mg/L	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質含 有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	燐含有量	16(日間平均 8)mg/L
銅含有量	3mg/L	—	—

(最終改正：平成 22 年環境省令第 10 号)

- ※1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ※2 この表に掲げる排水基準は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- ※3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- ※4 窒素及びリンについては、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する(瀬戸内海及び流入河川は適用される)。

表3-2-32 上乗せ排水基準

【一般基準】

項目	許容限度 (mg/L)						
	第一種水域		第二種水域		第三種水域		第四種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.5 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量 (COD)		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質	90 (70)		90 (70)		200 (150)		200 (150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(鉱油類)	5						
フェノール類含有量	5						
銅含有量	3						
亜鉛含有量	2						
溶解性鉄含有量	10						
溶解性マンガン含有量	10						
クロム含有量	2						
大腸菌郡数 (個/cm ³)	(3,000)						
窒素含有量	120 (60)						
燐含有量	16 (8)						
温度、外観、透視度及び臭気	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

(昭和 46 年広島県条例第 69 号)

- ※1 () 内は日間平均値である。
- ※2 表に掲げる排水基準は、日平均排出量 50m³ 以上の特定事業場について適用する。
- ※3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- ※4 事業計画地周辺の河川は第二種水域にあたる。
- ※5 空欄部分については、現時点で基準は設けられていない。

表3-2-33 下水道への排除基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	シアン 1mg/L 以下	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	ほう素 230mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下	銅及びその化合物	銅 3mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	鉄及びその化合物(溶解性)	鉄 10mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	マンガン 10mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	クロム及びその化合物	クロム 2mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	浮遊物質	600mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	ノルマルヘキサン	鉱油類含有量
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	抽出物質含有量	動植物油脂類含有量
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	温度	45℃未満
チウラム	0.06mg/L 以下	沃素消費量	220mg/L 未満
シマジン	0.03mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
		—	—

(最終改正：平成 18 年政令第 354 号、平成 20 年広島市条例第 62 号)

※1 各項目は、排出量 50m³/日以上の特定事業場の排除基準である。

※2 ほう素及びふっ素は、事業計画地周辺からの排水を処理する広島市西部浄化センターの排除基準である。

ウ. 土壤環境

土壤の汚染に係る環境基準を表 3-2-34 に示す。

表3-2-34 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下

（最終改正：平成 22 年環境省告示第 37 号）

- ※1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- ※2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※3 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- ※4 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ※5 ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- ※6 ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

その他、環境に関する規制等

ア. 広島市環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成13年10月(平成19年6月一部改定)に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画であり、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられている。なお、計画期間は平成22年度までとされている。

イ. 広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

広島市は平成9年10月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定した。しかし、ごみ排出量は年々増加し続けていることから、ごみ排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負荷を極めて小さくするという考え方へ大きく転換することが重要となった。このため、上記計画が見直され、「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」という観点から21世紀における広島市の都市環境の向上を目指す為、平成17年6月に本計画が策定された。本計画では、計画期間を10年間とし、計画期間を2期に分け、平成16年度(2004年度)から平成20年度(2008年度)を前期、平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年度)を後期とした。

計画策定後、前期の5年が経過したため、これまでの取組の経過や目標の達成状況を踏まえ、後期目標を新たに設定するとともに、今後の施策展開等を内容に盛り込み、平成21年6月に改定された。改定された本計画では、前期の目標の達成状況を踏まえ、新たに以下の後期目標を設定している。

- ・1人1日当たりのごみ排出量を過去最少にして、ごみ総排出量を減量する。
- ・資源化率をごみの総排出量の20%以上にして、リサイクルを推進する。
- ・埋立処分率をごみの総排出量の10%未満に引き下げて、埋立処分率を抑制する。

ウ. リサイクルガイドライン

広島市のごみ排出量のうち事業系ごみは、約46%(平成14年度)を占めている。このうち紙ごみが5割以上を占め、シュレッダーダストやOA用紙などリサイクル可能なごみが大量に含まれていることから、事業者にごみの減量・リサイクルをより一層推進させるため「リサイクルガイドライン」が策定された。本冊子は、平成14年度に実施した実態調査を基に、建物形態別の特徴と課題を分析し、紙ごみ対策を中心として、目標とする「リサイクル率」や対応策を示している。

エ. 広島市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政が取り組む具体的な行動内容や、温室効果ガスの削減目標を定めている。

オ. 広島市緑の基本計画

広島市は、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにするため、平成 13 年 1 月に「広島市緑の基本計画」を策定したが、市街化の進展による緑地の減少や地球温暖化とヒートアイランド現象という環境問題へのさらなる対応など、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進するため、「広島市緑の基本計画」を平成 23 年 1 月に改定している。

この計画は、都市緑地法に基づき広島市が定める緑に関する計画であり、「第5次広島市基本計画」の部門計画に位置付けられ、平成32年度（2020年度）が目標年度とされている。